

富山市民病院売店設置運營業務仕様書

富山市民病院の売店運營業務の実施については、「富山市民病院売店設置運營業業者選定公募型プロポーザル実施要領」に定めるほか、この仕様書の定めるところにより行うものとする。

- 1 名称 富山市民病院売店設置運營業
- 2 目的 入院患者さんが必要とする日用品類のほか、食品類や新聞・雑誌類など、外来患者、見舞客及び病院職員等の要望に応える商品を販売し、利用者の満足度の向上に寄与することを目的とした売店を設置運営する。
- 3 履行場所 富山市立富山市民病院内（〒939-8511 富山市今泉北部町2番地1）
店舗：病院内西病棟1階 50.0㎡（別紙平面図参照）
倉庫：店外10.74㎡、店内3.95㎡（別紙平面図参照）

4 事業運営実施条件

- (1) 地方自治法第238条の4第2項に基づく貸付契約とする。
- (2) 貸付期間については、支障がない限り3年間とする。ただし、出店にあたり相当な初期費用が必要である場合は、承認の上、5年間とする。また、条例、規則及び契約内容等に違反した場合、並びに売店経営に支障があると判断した場合は、3年以内であっても継続できないものとする。
なお、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は貸付の条件に違反する行為があると認められるときは、契約の全部若しくは一部を取消、又は変更することがある。
- (3) 用途以外に使用することは禁止する。また、権利を第三者に譲渡又は転貸することはできないものとする。フランチャイズ方式を採用する場合は提案時にその旨記載、説明すること。売店運営に際し、入院セットの提供など院内で実施しようとするサービスについて、あらかじめ記載すること。ただし、採用となるかどうかは後日協議の上決定する。
- (4) 貸付料（冷暖房費・設備管理料等含む）のほか、電気料などの光熱水費は実費で徴収する。なお、提案内容により貸付料を変更するもの。
- (5) 出店に伴う費用については、次の経費等も含め出店者の負担とする。
 - ア 内装工事費及び設備機器工事費等
 - イ 清掃及び消毒に要する費用並びに廃棄物等の処理経費
 - ウ 通信運搬費、消耗品費、セキュリティ経費及び商品、火災保険料等、その他店舗の運営に関する経費
 - エ 利用者による貸付部分の設備汚損、破損に対する対応経費
 - オ 店舗の運営に係る利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
 - カ 退店する際の原状復帰にかかる費用
- (6) 営業日等については、原則年中無休とすること。営業時間は少なくとも午前7時から午後9時までとします。なお、閑散期の営業時間については、別途協議する。
- (7) 営業開始は、令和2年4月1日を基準とするが、提案内容等により別途協議を行う。
- (8) 開店までのスケジュールについてはできるだけ短期間の準備期間となることを希望するが、提案内容により別途協議する。
- (9) 店舗や看板等の規模、デザイン、色彩等は周囲と調和するものとし、天井及び照明、内壁仕上、床仕上、電気コンセント設備、電話回線設備及び冷暖房設備、給排水設備等の造作工事等は病院と内容協議の上、出店者側の負担で行うことができる。ただし、貸付期間が満了し

た場合は貸付期間満了日までに、契約が取り消された場合は速やかに原状回復の上、返還を原則とする。

5 遵守事項

事業者は、売店運営事業の実施に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店運営業務に関し、当院が行う指示に誠意をもって対応すること。
- (2) 売店運営事業に関する関係法令等を遵守し、食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の負担で行うこと。
- (3) 出店に伴う費用については、原則出店者の負担とする。
- (4) 酒類、たばこ等当院から療養に適さないと要請されたものについては、販売を禁止する。
- (5) 売店利用者及び業務従事者の事故防止に努めること。

6 貸付料

貸付料は、次の①～③の合計額とする。

	貸付料	参考
①	設置面積に応じた金額	年1, 424, 870円(令和元年度)
②	売上金額に公募に基づき決定した割合を乗じた金額	非公表 ※
③	光熱水費(電気、水道等)実費	非公表 ※

※ 法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため公表を控えるものとする。

7 その他留意事項

- (1) 利用者が気持ちよく売店を利用できるよう、従事する従業員には、病院内での売店業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで接客、対応すること。また、出店者は、このために積極的な接客研修等各種研修教育に努めること。
- (2) 衛生管理、感染症対策を徹底すること。なお、出店者の責任において、従業員に定期健康診断を受診させる等、健康管理を行うこと。
- (3) 売店等の周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境の維持に努めること。店舗内には、商品の販売と直接関係のない広告は掲示しないこと。酒類、たばこ等当院から療養に適さないと要請されたものについては、販売を禁止する。また、廃棄物の処理(保管・搬出・処分等)は、出店者の責任で行うこと。
- (4) 売店内の陳列台、販売商品等の搬入については、当院が指定する時間帯や経路に従うこと。
- (5) 販売価格は、利用しやすい価格帯とし、できるだけ安価に設定するよう努めること。
- (6) 毎月指定期日までに、前月分の売上高等、当院が求める定期報告を提出すること。
- (7) 当院から指示がある場合は、速やかに報告、対応を行うこと。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、当院と事業者が協議のうえ、定めるものとする。

